

学位規程(大学)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 九州産業大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、九州産業大学学則及び九州産業大学大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

第2章 学位の種類

(学士)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 学士の学位記は、様式第1号の1及び様式第1号の2のとおりとし、卒業した学部に対応してそれぞれ次のとおり付記するものとする。

経済学部		学士(経済学)
商学部		学士(商学)
地域共創学部	観光学科	学士(観光学)
	地域づくり学科	学士(地域学)
理工学部	情報科学科	学士(情報科学)
	機械工学科	学士(工学)
	電気工学科	学士(工学)
生命科学部		学士(工学)
建築都市工学部		学士(工学)
芸術学部		学士(芸術)
国際文化学部		学士(国際文化)
人間科学部		学士(人間科学)

(修士)

第4条 修士の学位は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 修士の学位記は、様式第2号の1及び様式第2号の2のとおりとし、修了した者に次のとおり付記するものとする。

経済・ビジネス研究科	経済学専攻	修士(経済学)
		修士(地域学)
	現代ビジネス専攻	修士(商学)
		修士(経営学)
工学研究科		修士(工学)
芸術研究科		修士(芸術)
国際文化研究科		修士(文学)
情報科学研究科		修士(情報科学)

(博士)

第5条 博士の学位は、次の各号に掲げる者に授与する。

(1) 本学大学院の博士後期課程を修了した者

(2) 本学大学院の博士後期課程の修了の要件を満たさない者で、独創的研究に基づく学位論文を希望する研究科に提出して学位論文の審査に合格し、博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認され、かつ、広い学識と高度の研究能力を有すると認められた者

2 博士の学位記は、様式第3号の1、様式第3号の2及び様式第3号の3のとおりとし、修了及び前項第2号に係る研究科に対応して次のとおり付記するものとする。

経済・ビジネス研究科		博士(経済学)
		博士(商学)
		博士(経営学)
工学研究科		博士(工学)
芸術研究科		博士(芸術)

国際文化研究科
情報科学研究科

博士（文 学）
博士（情報科学）

第 3 章 学位論文等の提出及び審査

（修士学位論文等の提出）

第6条 博士前期課程に在学する者は、修士の学位論文1編3部及び論文要旨3部又は作品を、所定の期日までに研究指導教員を経て研究科長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第17条第2項の規定に該当する者は、課題研究報告書をもって修士の学位論文に代えることができる。

（博士学位論文等の提出）

第7条 博士後期課程に在学する者は、所定の期日までに学位論文審査願に博士の学位論文1編3部（工学研究科及び芸術研究科は研究指導教員の指導により作品を加えることができる。）、論文要旨3部及び履歴書3通を添えて、研究指導教員及び研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項の規定に該当しない者は、所定の期日までに学位授与申請書に博士の学位論文1編3部、論文要旨3部、履歴書3通及び別に定める審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

3 学長は、前2項の博士の学位論文等を受理したときは、該当する研究科教授会にその審査を委嘱するものとする。

（学位論文等の審査）

第8条 学長は、学位論文等の審査について、当該研究科の博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会に設ける審査委員会の意見を聴取した上で行うものとし、審査委員会の構成は次の各号のとおりとする。

(1) 博士前期課程においては、研究指導教員を主査とし、当該学位論文等に関連のある授業科目担当の教員2名を副査として構成する。

(2) 博士後期課程においては、研究指導教員を主査とし、当該学位論文等に関連のある研究指導科目担当の教員2名以上を副査として構成する。

2 学長が、研究科教授会の意見を聴取した上で必要と認めたときは、前項第2号の審査委員会に他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

（最終試験等）

第9条 本学大学院学則第17条及び第18条に定める最終試験並びに試験は、前条に規定する審査委員会が、学位論文等提出者の研究成果を確認するため、当該学位論文等を中心とし、試問の方法によって行う。この場合の試問は口頭による。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。

（審査及び最終試験等の時期）

第10条 修士の学位論文等の審査及び最終試験は、当該学位論文等の提出後、おおむね2月以内に行うものとする。

2 博士の学位論文等の審査及び最終試験並びに試験は、博士の学位論文等を受理した後、1年以内に行うものとする。

（結果の報告）

第11条 審査委員会の主査は、学位論文等の審査及び最終試験並びに試験が終了したときは、学位論文等審査報告書を研究科長に提出するものとする。

（審査基準）

第12条 学位論文等の審査基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 修士の学位論文等にあつては、広い視野に立って精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すもの

(2) 博士の学位論文等にあつては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すもの

（課程修了等の判定）

第13条 博士前期課程及び博士後期課程の修了の判定は、学長が、審査委員会の審査結果の報告に基づき、博士後期課程においては研究科教授会、博士前期課程においては研究科委員会の意見を聴取した上で行う。

2 第7条第2項の規定に該当する者の判定は、前項に準じて行うものとする。

(学位記の授与)

第14条 学長は、前条に基づき、研究科教授会又は研究科委員会の意見を聴取した上で修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に基づく学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

第4章 学位の取消し

(学位の取消し)

第15条 学長は、本学において修士の学位及び博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当したときは、研究科教授会又は研究科委員会の意見を聴取した上で学位の授与を取り消し、学位を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき
- (2) 学位の名誉を汚す行為をしたとき

第5章 その他

(学位の使用)

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位論文等の保存)

第17条 学位を授与された者の学位論文又は作品の写真は、本学図書館に保存するものとする。

(学位授与の報告)

第18条 学長は、博士の学位を授与したときは、その旨を文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、授与された者の学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者で、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えて、論文内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年12月1日から施行する。
- 2 九州産業大学大学院学位規程は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前に入学した学生に対する改正後の学位規程第3条の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に大学院に入学した学生に対する改正後の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した学生に対する改正後の学位規程第3条第2項の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第4条第2項、第5条第2項及び第8条第1項第2号の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前に博士の学位を授与された学生に対する改正後の規程第19条及び第20条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第7条第1項の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第3条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第3条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第3条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生に対する改正後の規程第4条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

第号
学位記
氏名
年月日生
本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する
年月日
九州産業大学長 氏名 印